

# かりん指定介護支援センター

## 運 営 規 程

医療法人社団 聖雄会  
かりん指定介護支援センター

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

**第7条** 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の手数料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
  - ② 介護サービス計画の作成
  - ③ サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- 2 次条に示す通常の事業の実施地域を超える指定居宅介護支援を行った場合、通常の事業の実施地域を超えた地点より5キロメートル(未満)まで、実費交通費として500円を徴収する。それ以上は5キロメートルごとに500円を加算する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書によって承諾を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

**第8条** 通常の事業の実施地域は、静岡市(清水区及び、葵区のうち清沢、大川、玉川、大河内、梅ヶ島、井川、服織、南藁科、中藁科、美和の各地区を除く)、焼津市、藤枝市とする。

(緊急時の対応等)

- 第9条** 居宅介護支援を提供している時に利用者に病状の急変や事故が生じた場合は、速やかに主治医あるいは利用者の指定する医療機関等に連絡、搬送する他、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者および家族等から、利用者の病状の急変や事故の連絡を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じる。

(賠償責任)

- 第10条** 事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業所は利用者に対して損害を賠償するものとする。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、事業所に対してその損害を賠償するものとする。

(苦情対応)

- 第11条** 利用者及びその家族は、事業所の提供する居宅介護支援に対しての要望又は苦情等について、いつでも管理者あるいは居宅介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。また、市町村や国民健康保険団体連合会等の公的機関においても申し出る事ができる。
- 2 利用者またはその家族からの相談や苦情に対して、事業所は定められた方法に基づき迅速かつ適切に対応するとともに、必要な情報提供を行う。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

**第17条** 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

**2** 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

① 採用時研修 採用後 1 か月以内

② 継続研修 年 2 回

**3** 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

**4** 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

**5** 事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

**6** 事業者は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

**7** この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団聖雄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

**第18条** この規程は、平成17年4月1日から施行する。

改定 平成 21 年 6 月 1 日

改定 平成 25 年 6 月 1 日

改定 平成 26 年 6 月 1 日

改定 平成 27 年 9 月 1 日

改訂 令和 7 年 2 月 1 日